

平成 27 年度 都道府県単位保険料率の決定について

標記について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.14%	滋賀県	9.94%
青森県	9.98%	京都府	10.02%
岩手県	9.97%	大阪府	10.04%
宮城県	9.96%	兵庫県	10.04%
秋田県	10.06%	奈良県	9.98%
山形県	9.97%	和歌山県	9.97%
福島県	9.92%	鳥取県	9.96%
茨城県	9.92%	島根県	10.06%
栃木県	9.95%	岡山県	10.09%
群馬県	9.92%	広島県	10.03%
埼玉県	9.93%	山口県	10.10%
千葉県	9.97%	徳島県	10.10%
東京都	9.97%	香川県	10.11%
神奈川県	9.98%	愛媛県	10.03%
新潟県	9.86%	高知県	10.05%
富山県	9.91%	福岡県	10.09%
石川県	9.99%	佐賀県	10.21%
福井県	9.93%	長崎県	10.07%
山梨県	9.96%	熊本県	10.09%
長野県	9.91%	大分県	10.03%
岐阜県	9.98%	宮崎県	9.98%
静岡県	9.92%	鹿児島県	10.02%
愛知県	9.97%	沖縄県	9.96%
三重県	9.94%		

※ 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、これに全国一律の介護保険料率（1.72%から1.58%に変更）が加わります。

2. 適用時期

平成 27 年 4 月分（任意継続被保険者にあつては、同年 5 月分）の保険料額から適用